

第 4 家庭福祉

第4 家 庭 福 祉

1 ひとり親家庭等医療費給付

母子・父子家庭等の健康保持と福祉増進を図るため、医療費を助成する制度で、所得制限があります。平成23年10月より、児童の診療分について、現物給付による助成も行っています。

■給付対象者

- ・母子・父子家庭の児童及び両親のいない児童（18歳の年度末まで）
- ・母又は父（保険医療機関ごとに月に1,000円の自己負担あり）

▽給付状況

（令和6年3月31日現在）

年 度	対 象 者				給付件数	給付額
	児童	母	父	計		
R1	4,233	2,693	214	7,140	66,817	161,117,573
R2	4,084	2,602	207	6,893	55,175	143,052,867
R3	3,912	2,505	187	6,604	55,758	155,432,876
R4	3,681	2,375	170	6,226	56,101	135,828,854
R5	3,489	2,262	161	5,912	61,001	157,708,341

2 児童扶養手当

この手当は、児童扶養手当法に基づくもので、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、心身に中度以上の障害がある場合20歳未満の者）について、児童の心身の健やかな成長と福祉の増進を図るため、監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、又は両親にかわってその児童を養育している人に支給しています。

ただし、受給者及び扶養義務者の所得制限があります。また、手当は年6回、奇数月の支給となります。なお、制度拡充により、令和6年11月から、第3子以降の児童に係る加算額と全部支給及び一部支給に係る所得制限限度額が引き上げられます。

▽手当月額

区 分	全部支給	一部支給（所得に応じた月額）
児童1人の場合	45,500円	45,490円から10,740円までの額
第2子の加算額	10,750円	10,740円から5,380円までの額
第3子以降の加算額（1人につき）	6,450円	6,440円から3,230円までの額

▽支給状況

（令和6年3月31日現在）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給資格者数(人)	2,779	2,680	2,547	2,408	2,320
受給者数(人)	2,438	2,343	2,214	2,080	2,003
支給額(千円)	1,641,248	1,234,392	1,168,221	1,095,708	1,061,500

3 遺児援護対策

次代を担う児童が心身ともに健やかに育つことは、全ての人の願いであり、社会全体の責任です。特に遺児対策は、福祉対策としても重要であるため、次のようなことを実施し、その対策を図っています。

※遺児とは…父母又は父若しくは母のいない義務教育終了前（中学校卒業）までの児童。

（離婚・未婚は除く）

■施策内容

名 称	支 給 条 件	支給額(円)	支 給 方 法
遺児入学祝金	遺児が小学校又は中学校に入学するとき	10,000	4月申請、5月給付
遺児卒業祝金	遺児が中学校を卒業するとき	10,000	3月申請、4月給付
遺 児 弔 慰 金	父若しくは母が死亡し遺児となったとき	10,000	6か月以内に申請、 2週間後に給付
	父母が同時に死亡したとき	20,000	

▽事業実績

（令和5年度）

事 業 内 容		給 付 実 績		
		給付数(人)	給付単価(円)	給付額(円)
入 学 祝 金	小学校	5	10,000	50,000
	中学校	23	10,000	230,000
卒業祝金（中学校）		24	10,000	240,000
弔 慰 金		20	10,000	200,000
合 計				720,000

4 こども家庭相談

昭和40年7月に相談室を開設し、児童家庭相談に対応しています。令和3年10月に設置した児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」は、令和6年4月から、こども家庭センター(児童福祉機能)となり、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら各種行政サービスにつなげるなど、虐待リスクがある児童を始め、全ての子どもとその家庭への相談対応・支援を行っています。

▽入所措置及び児童虐待相談処理件数

(単位：件)

年度	施設入所措置		児童福祉法第22条および第23条の措置権者に通告または通知	児童相談所への通知または送致	児童相談所の委嘱による調査	他の機関に紹介	その他の相談助言	計
	助産施設	母子生活支援施設						
R3	3	8	0	3	78	0	32	124
R4	0	6	0	5	46	0	113	170
R5	1	5	0	19	41	0	59	125

▽経路別児童虐待相談処理件数

(単位：件)

年度	発見	児童委員から通告	児童相談所から送致	児童相談所から委嘱	保健所からの通知	警察関係から通告	その他都道府県関係通告	市町村から通告	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から相談	計
R3	0	0	57	21	0	2	0	0	0	20	0	13	113
R4	0	0	25	21	20	0	0	2	10	24	1	61	164
R5	0	0	34	7	7	0	5	0	15	29	0	22	119

▽種類別児童相談処理件数

(単位：件)

年度	養護相談		保健相談	障害相談						非行		育成相談				その他	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害等	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適正	育児・しつけ		
R3	113	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	187
R4	164	105	0	0	0	1	0	0	3	1	0	14	12	0	8	2	310
R5	119	143	4	0	0	0	0	1	3	1	0	13	10	0	8	0	302

5 女性支援事業

これまでの女性支援は売春のおそれがある女性の保護更生が目的の「売春防止法（昭和31年制定）」を根拠に実施されてきました。

しかし、近年では女性が抱える困難は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など多様化、複雑化、複合化しています。そこで「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）が令和6年4月1日に施行され、新たな女性支援強化が図られました。市では、困難女性支援法の基本理念である「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、本人の立場に寄り添った支援に努めています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づき、令和3年10月に「八戸市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、被害者の保護、自立支援及び暴力防止啓発に取り組んでいます。

■女性相談員

困難女性支援法及びDV防止法に基づき女性相談員を配置し、配偶者からの暴力の被害者を含め、困難な問題を抱える女性等に関する様々な相談に応じ、問題解決に向けた支援を行っています。

▽経路別受付状況

（単位：件）

年度	本人自身	警察関係	法務関係	他の相談所	他の女性相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	知人縁故関係	その他	計
R3	554	6	0	1	2	237	4	0	6	6	3	8	8	835
R4	538	3	0	0	2	346	0	0	7	9	0	6	6	917
R5	527	4	0	0	1	411	2	0	2	0	0	4	10	961

▽相談処理状況

（単位：件）

年度	収容 女性保護施設に	就職・自営	結婚	家庭へ送還	福祉事務所へ移送	女性相談所・ 女性相談員へ移送	他府県相談所・ 女性相談員へ移送	その他の関係機関・ 施設へ移送	助言指導のみ	その他	計
R3	0	0	0	0	0	4	0	5	826	0	835
R4	0	0	0	0	0	2	0	3	912	0	917
R5	0	0	0	0	0	1	0	0	960	0	961

▽相談内容状況

(単位：件)

年度	人 間 関 係													経済関係				医療関係	計	
	夫 等			子ども			親 族			家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	住居問題	その他	生活困窮	借金・サラ金	求職			その他
	夫等の暴力	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	親族の暴力	その他											
R3	214	164	43	8	21	53	7	0	36	0	2	22	41	10	8	32	17	41	116	835
R4	393	110	19	12	11	94	10	0	19	3	3	0	62	16	12	6	10	42	95	917
R5	497	108	17	1	8	99	10	0	29	0	1	0	47	15	6	2	5	44	72	961

6 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子・父子家庭及び寡婦の方々を対象に、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、各種資金の貸付を行っています。貸付を希望される方は、事前相談が必要です。

■貸付を受けることができる方

母子家庭の母、母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父、父子家庭の父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦

- ・母子家庭・・・配偶者のない女子が現に 20 歳未満の者を扶養している家庭
- ・父子家庭・・・配偶者のない男子が現に 20 歳未満の者を扶養している家庭
- ・寡 婦・・・配偶者のない女性でかつて母子家庭の母であった方

※ 本資金及び他制度の貸付金の償還、税金、公共料金等の支払を現に滞納している場合は、原則として対象外となります。

■連帯保証人

原則として、連帯保証人が必要です。

詳しくは、事前相談の際に御相談ください。

■審査

貸付に当たって審査を行います。

審査には、数週間程度の時間が掛かることがあります。

審査の結果、貸付の目的を達成することが困難と認められるときや、事業計画が適切でないときなどには、お貸しできない場合があります。

▽貸付実施状況

(令和5年度)

区 分	新規分		継続分		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)
事業開始資金						
事業継続資金						
修学資金	15	7,249,600	13	7,428,804	28	14,678,404
技能習得資金	1	360,000			1	360,000
修業資金	1	816,000			1	816,000
就職支度資金						
医療介護資金						
生活資金	8	4,550,000			8	4,550,000
住宅資金	1	1,500,000			1	1,500,000
転宅資金	2	471,600			2	471,600
就学支度資金	20	7,115,000			20	7,115,000
結婚資金						
合 計	48	22,062,200	13	7,428,804	61	29,491,004